

別記様式第 1 号

年 月 日

都道府県知事 殿

認定申請者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称 印

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画認定申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき、賃貸住宅の整備及び管理に関する計画について別紙のとおり認定を申請します。

備考

- 1 . 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 . 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

## 供給計画

### 1 賃貸住宅の位置

地名地番	
敷地の面積	
敷地に関する権原	1 所有権 2 借地権・その他( ) 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 土地に関する権原の欄中「借地権・その他」とは、賃貸住宅の敷地となるべき土地について建物の所有を目的とする地上権、賃貸借又は使用賃借権をいう。

### 2 賃貸住宅の戸数

住宅戸数	認定申請対象戸数 戸 (全体整備戸数 戸)
------	-----------------------

### 3 賃貸住宅の規模、構造及び設備

#### (1) 住戸ごとの規模

住棟番号	住戸番号	床面積	居室数
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	

#### (2) 住棟ごとの構造等

住棟番号	建設又は改良の別	戸数	住宅の構造	住宅の建て方
	1. 建設 2. 改良		1. 耐火構造 2. 準耐火構造	1. 共同建て 2. 長屋建て
	1. 建設 2. 改良		1. 耐火構造 2. 準耐火構造	1. 共同建て 2. 長屋建て
	1. 建設 2. 改良		1. 耐火構造 2. 準耐火構造	1. 共同建て 2. 長屋建て
計	-		—————	-

注 「準耐火構造」は建築基準法第2条9号の3イ又は口のいずれかに該当するもの若しくは住宅金融公庫法規則第1条各号に該当するものをいう。

(3) 各住戸に備える設備

台所	(有・無)
水洗便所	(有・無)
収納設備	(有・無)
洗面設備	(有・無)
浴室	(有・無)
その他	( )

注 各住戸に備える設備における「その他」とは、寒冷地域における暖房施設等をいう。

4 加齢対応構造等の内容

段差のない床 玄関、便所、浴室及び住宅内の階段の手すり 介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口
---

5 賃貸住宅の整備に関する資金計画

	内訳	(円)
整備所要資金 予定額	建設費 用地取得造成費	
	計	
調達計画	自己資金	
	借入金	
	うち 公庫 銀行	
	計	
返済計画		

6 賃貸住宅の管理の期間

管理の期間	年 月から 年 月まで ( 年 ヶ月間)
-------	----------------------

7 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

次の者を入居者とする。
-------------

注 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項における入居者は、法第31条第6号に該当するものをいう。

8 家賃

家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めるものとする。なお、当初の家賃の予定額については、次のとおりとする。

住棟番号	住戸番号	家賃の予定額(円)

9 入居者の募集の方法並びに選定の方法並びに賃貸の条件

(1) 入居者の募集の方法及び選定の方法

募集の方法	
選定の方法	

注 「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

(2) 賃貸借契約の解除

賃貸借契約の解除	一般賃貸人は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。
----------	---

(3) 前払家賃の算定の基礎となる家賃の月額等の明示等

前払家賃の算定の基礎となる家賃の月額等の明示等	<p>一般賃貸人は、法第56条の認可を受けて賃借人の終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定の基礎となる家賃の月額、賃借人の終身にわたる居住が余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)、想定居住期間に係る前払家賃の額及び賃借人が想定居住期間を超えて居住する場合に備えた前払家賃の額並びに家賃の額の改定の方法について、書面で明示する。</p> <p>一般賃貸人は、上記の場合にあっては、賃借人が想定居住期間の経過前に退去する際には、想定居住期間に係る前払家賃の額を当該退去の日前後の想定居住期間の割合で按分した額を返還することを賃貸の条件とする。</p>
-------------------------	---

(4) 賃貸条件の制限

敷金	家賃のヶ月分
賃貸条件の制限	<p>賃貸人は毎月その月分の家賃を受領すること、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領すること(法第56条の認可を受けた場合に限り。)及び家賃の3月分を超えない額の敷金を受領することを除</p>

	くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としない。
--	--

(5) 転貸の条件

転貸の条件	賃貸住宅を転貸事業者に賃貸する賃貸人は、入居者の資格、入居者の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、法第31条第6号、第7号及び第8号並びに法第42条の規定に準じて転貸事業者が当該賃貸住宅を賃貸することを賃貸の条件とする。
-------	---

10 賃貸住宅の管理の方法

管理期間における管理の方式	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 転貸者への賃貸住宅の賃貸 3. 自ら管理
1又は2の場合の委託又は賃貸する相手(以下「管理業務者」という。)の氏名又は名称	
管理業務者又は3の場合の申請者の概要	別添による。
賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
備付図書	賃貸住宅の賃貸借契約書 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 その他( )

11 賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の予定年月日	年 月 日
整備の完了の予定年月日	年 月 日

12 基本方針に従って賃貸住宅の整備及び管理を行う旨

--

別添

管理業務者の概要

氏名又は名称	
--------	--

住所	主たる事務所		
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所		
宅地建物取引業法に基づく免許			(有・無)
免許を有する場合	免許種別		
	免許番号		
	免許取得年月日		
自己資本の額			(円)
賃貸住宅の管理戸数	年		
	年		
	年		
	現在	年 月 日現在	戸
賃貸住宅の管理を行う人員の数			年 月 日現在 人